

2025年9月15日発行

変化する市民農園

市民・消費者の農業に対する関心は着実に高まっている。消費するだけでなく直接、農業に参画する者が増加し、市民農園がこれに大きな役割を果たしている。

その市民農園の開設は地方公共団体と農協に限定されていたが、2005年の特定農地貸付法改正により、地方公共団体・農協以外の者でも開設可能となった。市民農園の農園数は2010年前後から頭打ち傾向が続いてはいるものの、地方公共団体による開設が減少する一方で、農業者や企業・NPO等による開設が増加している。

こうした中、地方自治体の新たな試みが広がり動きつつある。

相次ぐ自治体の農業公園開設

武蔵野市は農業ふれあい公園と吉祥寺東町農業公園を開設、これに触発されて杉並区は成田西ふれあい農業公園を開園した。ネットで検索して見ると足立区の都市農業公園、世田谷区の桜丘農業公園、

喜多見農業公園、府中市の西府町農業公園等々多数出てくる。このように都内自治体が農業公園を開設する動きが急だ。

いずれも地域の農風景を伝えるとともに、野菜作りへの参画、収穫体験等をつうじて「農」の魅力を

生産緑地貸借で都市農地保全

こうした動きに加えて特記しておきたいのが東京都庁の動向である。2022年にJ・R武蔵小金井駅から徒歩5分のところに「わくわく都民農園小金井」を開園したが、

東京の食料安全保障を 都市農業から

農的社会デザイン研究所代表 蔦谷 栄一

体感できる場づくりに注力しているようだ。また足立区都市農業公園は、「自然と遊ぶ、自然に学ぶ、自然と共に生きる」をコンセプトに、有機栽培にこだわるなど、そのコンセプトや運営方法も含めて多様化もすすみつつあるようだ。

都が事業主体となって農園整備を行い、生産緑地所有者が生産緑地の賃貸と農園の一部管理、(二社)小金井市観光まちおこし協会が生産緑地を賃借、農園の運営等、小金井市は各種手続の調整等を分担して四者協定を締結している。

2800平方メートルの農地は、シニア農園、共菜園・こども農園等に分かれ、高齢者の社会参加と子どもの学びを支える居場所として店舗は販売所・食堂・教育の場として活用することにより、多様な主体が「農」を軸につながつての共生型社会づくりを目指す。

都は都民農園を開設するねらいを、生産緑地貸借制度を活用しての都市農地の保全モデルづくりに置くとともに、農園利用者が将来の東京農業の担い手となることへの期待も込める。

必須の首都圏での自給率アップ

ところで、昨年5月に成立した改正食料・農業・農村基本法の最大の眼目は食料安全保障にありながら、都市農地保全の視点はない。一方、人口1400万人の東京都の食料自給率はカロリーベースで0%。共生社会づくりにとどまらず、食料安全保障も含めた都市農業の位置付け・あり方を、東京都さらに首都圏全体で考えていくべき時期に来ているように思う。